

第 4 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

外資等規制について

2023年 9 月25日

総務省

総合通信基盤局

- 電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は一般法である外為法により規律されている。
- NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株について「**出資規制**」、NTT持株・東西について「**外国人役員規制**」を設けている。
- NTT持株の外資比率は、25.6%（2022年12月末）。最近5年間は、20%台で推移。

電気通信事業法

- 外資等規制なし

NTT法

出資規制

- **外国人等の議決権割合**を、NTT持株の株式全体の**3分の1未満**と定めている

外国人役員規制

- **また、日本国籍を有しない人は、NTT持株、NTT東西の役員になることができない**

外為法

- 外国投資家が、**通信事業**を営む上場会社（子会社が指定業種を営む場合を含む）の株式を**1%以上取得**する場合、原則、事前届出が必要。
- ただし、**10%未満の株式取得については、一定の基準（免除基準及び上乗せ基準）を遵守すれば、事後報告で実施可能。**

■ 免除基準

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- 指定業種（通信事業が該当）に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

■ 上乗せ基準

- コア業種（通信事業が該当）に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

出資規制

- NTT法の出資規制は、**外資比率が1/3以上となる場合の株式取得を規制**するものであり、このような**総量規制**は、**電波法**（1/3又は1/5）や**航空法**（1/3）等でも設けられている。
- なお、**電気通信事業法**では、1997年のWTO自由化約束を経て、**1997年の改正により外資規制※を撤廃**。NTT法の**外資規制は、WTO等の国際協定上、例外措置として留保**されている。仮に**一定規模以上の複数の電気通信事業者に外資規制を設ける場合、同様の留保が可能か否かについて、数年を要す可能性のある国際交渉が必要**となる。

※ 旧第一種電気通信事業者（電気通信回線設備を設置してサービス提供する事業者）が対象となっていたもの。

<外為法との関係>

- **外為法**では、**国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得は事前届出の審査が必要**であるが、一定の遵守事項を満たす場合、**10%未満の株式取得は事前届出が免除され、事後届出で行うことが可能**。
- **NTT法の出資規制は、総量で1/3に達することとなる株式取得を規制**するものであり、**外為法とは規制の目的や手段が異なることに留意が必要**。外為法単体での規制の効果については、具体的な事例を踏まえた検証を要する。

外国人役員規制

- NTTには、今後、**グローバルな事業展開が期待される中、NTT法では、外国人役員が認められていない**。

これまでの会合における主な意見

- NTT法の外資規制については、**外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要**。
- 外為法の規制対象は外国投資家であり、日本の投資家ではないため、情報通信インフラを守る上でNTT法の役割は大きい。**投資規制強化は資金調達の支障を生じ、経済活動を阻害する**。外為法と個別法の両方が必要ではないか。
- NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、競争事業者が持ち得ない「**特別な資産**」であり、その**安定的提供のため外資から保護する必要**がある。
- 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点からも重要であり、**外為法の強化等を検討することが必要**と考える。なお、他の電気通信事業者やその他の分野の**重要インフラを担う事業者も同様に産業全体で対応していくべき問題**。

- 諸外国での通信事業に対する外資等規制は、個別法（特殊会社法・通信法等）の有無など、国により様々。

オーストラリア



- ・テルストラ法に基づき、**テルストラ社**（1991年に国営事業体から民営化）に外資等規制が課されている。
（出資規制）単独では5%未満、合計で35%未満までに制限（政府保有株式を除いたベースで計算）
（外国人役員規制）2分の1未満及び会長ではないことが要件

アメリカ



- ・通信法に基づき、公衆通信業務用**無線局等の免許を取得する者**に外資規制が課されている。
（出資規制）直接出資：20%以下に制限
間接出資：25%を超えると審査が必要（個別審査により100%出資も可能）
（外国人役員規制）なし

韓国



- ・電気通信事業法に基づき、**電気通信回線設備を設置する基幹通信事業者**に外資規制が課されている。
（出資規制）49%以下に制限
（外国人役員規制）なし

カナダ



- ・電気通信法に基づき、**公衆電気通信事業者**に外資等規制が課されている。
（出資規制）直接出資：20%未満に制限
間接出資：3分の1未満に制限
（外国人役員規制）役員の20%未満であることが要件

イギリス



フランス



ドイツ



- ・個別法（通信法等）に基づく、**外資規制や外国人役員規制は存在しない。**

※各国とも、日本の外為法における対内直接投資に係る事前審査に相当する規律も存在

GATS (WTO協定)

我が国の約束表における留保内容		例外
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社※への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、5分の1未満	・市場アクセス	安全保障を含む例外措置を規定（第14条及び第14条の2）
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社※の取締役及び監査役は、日本の国籍を有する者	・内国民待遇	

※1998年に国際電信電話株式会社法（KDD法）が廃止され、現在は存在しない。

TPP11 (※1)

留保	種類・内容	例外
<p>1 日本電信電話株式会社は、(a) から (c) までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が3分の1以上となるときは、これらの者を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>	<p>現在留保 (※2)</p> <p>・内国民待遇</p> <p>・経営幹部及び取締役会</p>	安全保障のための例外措置を規定（第29.2条）

※1 日EU・EPA、日英-EPA及びRCEP等においても同趣旨の留保が記載されている。

※2 現行法令に基づいた留保を行っており、その内容を上回る規制を導入することはできない。